

国家戦略特区ワーキンググループ関係省庁からのヒアリング (議事録)

(開催要領)

- 1 日時 平成 26 年 3 月 3 日 (金) 16:00～17:00
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階 特別会議室
- 3 出席

<WG 委員>

- 座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

- 高島 泉 厚生労働省大臣官房審議官
依田 泰 厚生労働省健康局生活衛生課長
石井 博之 厚生労働省健康局生活衛生課課長補佐
齊藤 博 厚生労働省健康局生活衛生課課長補佐

<事務局>

- 富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理
藤原 豊 内閣府地域活性化推進室参事官
宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事 滞在施設の旅館業法の適用除外について
 - 3 閉会
-

○藤原参事官 すみません、お時間がもう過ぎております。旅館業法の特例ということで、今回の 4 月以降の本格的な施行に向けて、関係の政省令につきまして、本日、また改めまして意見交換を行わせていただきます。

八田座長、よろしく申し上げます。

○八田座長 それでは、早速、よろしくお願いいいたします。

○依田課長 厚生労働省の健康局生活衛生課長でございます。何回か御説明させていただきました。どうもありがとうございます。今日は審議官が来ております。

○高島審議官 高島でございます。よろしくお願いいいたします。

○依田課長 それでは、御説明させていただきたいと存じます。

前回、ホテル・旅館で旅館業法がかかってくるというところと、今回、それが適用除外

になるわけですが、外国人滞在施設について、いったい旅館業法がかかってくるのと、それが適用除外されるのはどう違うのかというところを御指摘いただきまして、まず、そこから御説明させていただきたいと存じます。

旅館業法がかかるホテル・旅館でございますが、まず、宿泊者名簿については法律上の義務になっておりまして、虚偽記載であったり、提出拒否については罰則があるということでございます。これは非常に厳しい取扱いになっておりますけれども、感染症が発生した場合に、こういう宿泊者名簿というのは接触者の追跡であったり、また、感染経路の特定のための重要な資料になっているということでございます。

片や、外国人滞在施設についてはそういう制度はないということでございます。賃貸借契約があるという御指摘もあったわけですが、当然賃貸借契約というのは代表者が契約当事者として書いているわけですが、一方、宿泊者名簿については、代表者だけではなくて宿泊者全てについて記載をするということでございますし、それが制度的に担保されているということでございます。

宿泊者の管理でございますが、これは外国人滞在施設とホテル・旅館というのは全く思想を違えておりまして、これは賃貸借契約で、滞在者施設につきましては滞在者の自己管理に委ねられるということでございますけれども、ホテル・旅館については施設が御案内のとおりフロントを設けて宿泊者を管理するということで、宿泊者名簿と宿泊者の管理というのは一体になっているわけでございます。

衛生管理でございますけれども、これも基本的な思想が違うわけですが、施設側のほうが居室の衛生管理について責任を有し、また消毒等の必要な衛生措置を講ずるといような法律上の義務がかかっているわけでございます。一方、外国人滞在施設につきましては、居室の衛生管理は滞在者の自己管理に委ねられるということでございます。それから、行政との関わり合いでございますけれども、当然ホテル・旅館につきましては、衛生法規のもとで日頃から管轄する保健所との連携関係を有しておりまして、当然宿泊者、従業員の感染症について、当然感染したとき、また、その疑いがあるときには、行政のほうに通報するといような指導が行われているわけでございます。片や、外国人滞在施設については賃貸借マンションと同様の取扱いというようなところで、そういう保健所との行政の連携にはないということでございます。したがって、旅館業法のもとでは、行政による立入検査ということができません。これは法律上担保された措置として書かれているわけでございますけれども、外国人滞在施設というのはそのような立入検査についてはないということでございます。繰り返しになりますが、特区法については、旅館業法の適用除外をするということでございます。いわゆる旅館業法3条が許可を受ける規定で、根っこになる規定でございますけれども、特区法第13条第4項に書いてございますように、3条1項の規定を適用しないということで、旅館業法を丸々適用しないという取り扱いになるわけですが、したがって、先ほど申し上げました宿泊者名簿であったり、宿泊者の管理、衛生管理であったり、色んな立入検査等の行政法規の適用を除

外することによって、そういう規制を受けない形での運営を可能にするということであるわけでございます。

今申し上げましたように、旅館業法のもとで実施をするものと、今回適用を全く外していくということであるわけでございますけれども、法律上の建付けについても先ほどありましたが、まさに滞在施設でございまして、一定期間以上を使用させるというのを滞在施設の要件としているというところでございます、先ほど申しました公衆衛生上の要請があり、また、そういうリスクが短期間に宿泊者が入れ替わるということで、高まってくるとして先ほど申し上げたような規制が行われている。

一方は、全くそれを外すといったようなことをやるわけでございます。そういう中で、私どもといたしましては、やはり国民の安全確保を重視するという立場でございまして、これは特区の基本方針が今回閣議決定されましたけれども、特区の基本方針においても、国民の安全の確保には留意をしてといったことが入っておりますけれども、そういう観点で、この制度の実施に当たりまして、この公衆衛生上のリスクというものを一定考慮させていただきたいということでございます。具体的には、そのリスクをどういう一定の線引きの期間で見るとかというところでございますけれども、これはこの場でも色んな議論の中で、これまで1か月というところで切っていたわけございまして、まさに生活の本拠性というところで1か月、これは税法などでも1か月かどうかというところで切っているわけございまして、そういうところをいかに短縮するかということで、今回この法案の策定過程でも色々御議論させていただいてこういう形になったわけでございますけれども、その線引きをどこで付けられるかといったところの議論といたしましては、先ほど申しましたように、全く今回の施設については、こういった旅館業法の色んな規制の適用を外すといったような措置を講ずるわけございまして、そういう色んな公衆衛生上の要請との兼ね合いというのは考慮して、国民の安全の確保というものも配慮しなければいけない中で、私どもといたしましては10日というところを一つの目安として考えさせていただきたいということでございます。

訪日外国人の方、これは色んな方がいらっしゃるわけでございますけれども、今回ビジネス特区というようなことでビジネス目的といったことで訪日される方が滞在をしやすくするというものでありまして、そこら辺のデータのところで申し上げますと、平均的には日本での滞在の平均12日といったことが出ているわけございまして、10日は滞在期間ということでございますので、9泊ということであるわけございまして、平均的なところよりはさらに短い形になって、私どもとしても先生との御議論の中でも当初、私どもは2週間ということも申し上げる中で、先生方から、もう少し何とかということで色々本当に厳しい議論を積み重ねさせていただいて、何とか10日というところで色んな私どもとしての衛生行政としての持っている体系との整合性なども考えた上で、何とかこの線というところを何回もわたって恐縮でございますけれども、御説明させていただいているところございまして、これから特区制度も色々やっていく中で検証等あるとは私どもは

理解しているわけでございますけれども、この制度の滑り出しに当たりまして、やはり国民の安全の確保をするといったところを私どもとしては重視させていただきたいというところは何とか御理解をいただきたいということで、本日、御説明させていただく機会をいただきましてということでありまして、何卒よろしくお願ひしたいということで、また御質問等々ございましたら、受けさせていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

○八田座長 どうもありがとうございました。

原委員、どうぞ。

○原委員 こちらもずっと繰り返しになってしまつて恐縮ですけれども、今日御説明いただきました「ホテル・旅館と外国人滞在施設の比較」については大体理解はしたつもりなのですけれども、前から申し上げているように、これが10日間で切りますという根拠としてこれが出てくるというところが理解できませんでして、感染症が発生した場合に接触者をちゃんと追跡できるようにしないといけない、経路を特定しないといけない、これは全くおっしゃるとおりで非常に大事だと思うのです。感染した人は、決してホテルなり滞在施設なりだけにいるわけではなくて、色々なところに出歩いて食事をしたり、交通機関に乗ったりとか、実際に感染症が発生した場合に特定していくということをやったら、そういうところも当然全部厚生労働省ではされるわけですね。泊まる所だけやられるわけではないわけですね。そういう機関は決して利用者名簿が特定されているわけでもないし、行政による立入検査が全部確保されているわけでもなく、その中で滞在についてだけはこれが必要なのですということとはよく分からないということが一つ。

もう一つは、ホテル・旅館については、名簿の義務化であったり、あるいは衛生管理であったりといったようなことを全部制度化していますということであったとして、やはり外国人滞在施設というのは認めるべきでないのですということであれば、それはそれで表の言われていることとして理解できなくもない、筋は通ると思うのですけれども、一方で、外国人滞在施設というのは、もう既に法律上も認めることになっている前提でどういう期間なり条件を設定するのかという議論をしているわけです。

その中で、滞在期間が10日であれ、30日であれ、感染症がそこで発生した場合に、これまでに利用した人というのを特定しないといけない状況が生じるというのは、別に何日であっても同じですね。これがなぜ10日というのがこれにつながるのかというところが、ずっと繰り返しになってしまつて恐縮ですけれども、引き続き理解できませんということがあります。

○八田座長 厚生労働省、どうぞ。

○依田課長 1点目と2点目が関連すると思つているのですけれども、一つは、こういう感染症の場合に、やはり濃厚な接触というのは一つ大きなキーワードになっておまして、当然宿泊施設ということでもありますので、限られた空間の中で箱を共にするわけでございますので、例えば、道を歩いているとかそういうことではなくて、一緒に暮らしているということで、したがって、例えば、家庭であれば一緒に家族とかそういう方ですので、そ

ういう一般の生活とは違うということがまずあるという中で、こういう宿泊者名簿だとか、要するに宿泊者同士の感染というのは非常に経路を特定する意味で大事だと。それをこういう感染症などは拡散するというデータは非常にリスクがあるわけですので、早い段階で特定をして、できるだけそういう方を封じ込めるということ感染症対策ではやっているということでございます。

もう一つ、先ほどおっしゃったように、何日といったところのときに、どうして停留措置の期間などにこのリスクを考える場合に重ね合わせるかということでございますけれども、結局こういった感染症については潜伏期間がございまして、発症している、例えば、私がどこかのホテルなりの滞在施設に泊まったときに、感染者が発症するのであれば、その方が特定されて、すぐ症状が出て、病院に行ってすぐ判明して封じ込めるということをするわけでございますけれども、結局潜伏期間の間というのは症状が出ないわけですので、色んなところに拡散していく可能性があるわけです。例えば、宿泊している間には当然まくという言い方がいいかどうか分かりませんが、接触者に対して出しているわけです。うつっている人はたくさんいるわけですが、ただ、症状は出ないので、それでもうホテルなりから出ていくといったことがあるわけですね。そこを追跡するということで、短期の場合はそういう必要性があるわけですが、例えば、私ども10日とかというのの一つメルクマールを置くのは、10日間であれば、これは潜伏期間が10日ということを採用しておりますので、滞在施設にいらっしゃるときに当然潜伏期間を超えていらっしゃるわけでありまして、症状が出るわけでありまして、そういう追跡の必要性というのはない形で出てくるといったところが大きい。

ですから、短期に入替りに入って、その潜伏期間に満たない形で入って、それが拡散していくというような短期の施設と、本当であれば1か月ぐらいが一番いいのかもしれませんが、ぎりぎりどこまでといった場合に、こういう脅威になる感染症の潜伏期間なりに滞在しているということであれば、そういった潜伏期間以内での滞在をして拡散していくことの追跡の必要性というのは薄れるということを考えているということ、そういう停留措置などの期間等を重ね合わせて考えているということでございます。

○原委員 二つ目のほうから先に申し上げますと、今おっしゃられたのは、宿泊開始日に感染するケースについてはそういうことになるというお話だと理解してよろしいですか。別に宿泊当日に感染するとは限らないわけであって、宿泊の終わり頃に感染される場合ももちろん同じぐらいの可能性としてあるのだらうと思うのですが、それはあまり想定されずに、宿泊当日に感染された場合については、後ろに遡る必要がなくなるのでしょうか。

○依田課長 まず、私が典型的に申し上げているのは、外国人の方ですので、当然一番こういう感染症のリスクなどは外国から入ってくるというのが一つあるわけですね。今回の新型インフルエンザでも、国内感染が広がってくれば別ですが、一つは外国から入ってらっしゃるといところが大きな、一番リスクがどうであるかということ、そういうとこ

ろが一つあるわけでございます。

そういう中で、10日ということを書いて、一番リスクが高いところで設定しているというのはあるわけでございます。おっしゃるように、例えば、宿泊している間に日本でも広まってくれば感染するということはあるわけでございますけれども、一番の感染のリスクということ言えば、例えば、外国から来て滞在するというのがございます。当然宿泊されている中で移ってくるということもあると思いますけれども、今回の議論というのが色んな衛生規制との兼ね合いで、先生御案内のようにもう1か月ということで従来やっていて、そこは非常にバッファがある形であったわけですが、それを最大短縮していくという議論をしているわけで、一番リスクなりを典型的にどうやって見るかというところで、先ほど申しましたように10日間の潜伏期間というのは一定あるので、そういう10日間のところを捉えさせていただいているということでございます。

○原委員 そうしますと、今の制度のほうに戻って、30日というのは本当に感染症ですとか、そういったことを想定しての衛生上の理由だったのでありましようかというところがまた疑問であります。今回の外国人滞在施設については、別に外国人に限定しているわけではないですけれども、特に外国人ということ想定しての仕組みになっていますので、外国からの新しい感染症が入ってくるという場合を非常に想起しやすいわけですが、通常の旅館であれば、決してそんなことではなくて、世の中の一般的な感染症が全部含まれるのだと思うのです。それが30日というのは、本当に潜伏期間を想定して滞在期間の早いうちにかかるでしょうという想定でされていたのかというのはよく分かりませんということです。

忘れないうちに元の議論に戻りますと、先ほど二つおっしゃられたうちの一つ目のほうで、宿泊者名簿、同じ箱に入っているのだからちゃんとそれを早期に特定するということが大変なのだと思います。これは同じ部屋に宿泊しているということだけを特に想定されるかなと思うのですが、外国人滞在施設の賃貸借契約を結んである部屋に宿泊するという場合に、あまり見知らぬ人同士と一緒に共同で契約を結んで泊まるということはほとんど想定されないのだと思うのです。代表者の人に連絡を取れば、誰と一緒に泊まっていたのかというのは普通に追跡ができるということではないかと思うのですが、それでもなおそこに違いがあるのでしょうかという、そこもよく分からなかったです。

○依田課長 1点目の1か月の話は、これはもう先生に御理解いただきたいのは、今回相当、特区制度ということで私どもも先生方からここで議論させていただく中で、何とか思い切った規制緩和をできないかということで、これはこれまでこういう形の規制緩和というのはなかったわけでございます。色んな特区で色んな制度がありますけれども、私どもは役人ですし、先生も法律の色んなスペシャリストでございますが、業法とかを並べてこれまでの規制緩和をする、我々も立法をやるときに法制局からも非常に厳しい審査を受けたのですけれども、ここまで業法をまるっきり適用除外をするといったような規制措置というのはおそらく私どももこの立法過程では前例がない形でございます、そこはそう

いう思い切った形を取っているということはまず御理解いただきたいと思います。

その上で、1か月につきましては、色んなメルクマールという中で、そこに人が住んでいるのか、宿泊しているのか、これは旅館業法自身が宿泊をしているというものを規制するという法律になっているわけございまして、宿泊するというのと住むというところの生活の本拠性というのは1か月というのを制定当時からそういう切り方でやってきた。今回宿泊するという定義にも当たるわけございましてけれども、そういう宿泊するという定義の中でどこまで宿泊はしているのだけれども、先ほどの業の許可を全部取り外すという中で、法律にあるように一定期間以上ということで要件を設けて外すといったところでやっているということ、まず、そういうスキームというか枠組みのところを御理解いただければということございまして。

2点目の賃貸借契約でもということございましてけれども、これは私ども衛生規制でございまして、当然賃貸借契約ということであれば、契約当事者だけが記載をするわけございまして、例えば、そういった方の名前を虚偽で書くということも、制度的にはそういうことは通常ないということをおっしゃるのかもしれませんが、そういうリスクがあるわけございまして、そういうところで必ずみんな書かせるといったことが制度で担保されている。

一方、そういうものを制度的にはもう適用除外をして、その代わり今回外国人滞在施設には旅館業法で色んな衛生措置だったり、例えば、色んなフロントを設けて、これは名簿を書かせるだけではダメで、ちゃんとフロントを設けて管理をするということと一体になっておりまして、そこはもう思い切ってこれまでもやっていたけれども、外そうという発想に立って、そこは賃貸者契約で、言わば施設のほうは個々の宿泊者の方は管理をせずに、あとは賃貸借契約が借りているわけですから、借りている方の自己管理に委ねているというところで、またそこは違っているわけございまして、制度でそういうものをきっちり担保しているところと、今回はもう全くそれを外して自己管理に委ねているというところは大きな違いがあるということ、何とか御理解いただければいいかなというところございまして。

○原委員 大変な御尽力をいただいてやっていただいていることは大いに感謝申し上げて、大変ありがたく思っているのですけれども、一方で、我々も昨年の夏以来、色んなこういう事業をやりたいという方、あるいは自治体でこういうことをやりたいという方々からの御提案を受けてやっている中で、これが感染症ということに着目した衛生規制という観点から、10日がどうしてもそれよりも縮めることを中々説明できないというのが率直なところございまして、そこが本当にそもそも衛生規制の問題なのではないかというところに戻ってしまうのです。

話を少し飛ばしますけれども、こういった公衆衛生なり感染症なりに着目してホテル規制、旅館規制をするという、旅館業法のような規制体系というのは世界標準でどこまでもこういった形でされていると思ってよろしいのでしょうか。

○依田課長 世界標準というのは色々な国がございますので、私どもも全てつぶさに見ているわけではございませんけれども、宿泊施設についての一定の規制というのは行われているということがございます。

先ほど申しましたが、では、衛生規制という観点と、前回議論させていただいた、実は、善良の風俗みたいな観点というのは当然ございまして、外国で色々聞きますと、善良の風俗というのは日本的な言い方ですけども、どちらかと言ったら、安全だったり、もっと言い方を変えますと、治安的なところも入れてそういう規制をやっていると承知しているところでございます。

先ほどの衛生の話と、先ほど滞在日数のところを申し上げましたけれども、やはり今1か月というところで切れているわけございまして、もう少し短縮したニーズに応じていくということで、これは平均でございまして、もう少し長い方も相当いらっしゃるわけございまして、そういう方のニーズにより応えていくという施設になっていくということでありまして、短期宿泊ということであれば、今ホテル・旅館が通常1週間程度であれば担っているというところございまして、そういう善良の風俗との関係であったり、ホテル・旅館との役割分担というものも一定考えていくということも御理解をいただきたいと思っております。まさに、もう少し手が行き届かないところにニーズに対応するところというのは、今回30日から大幅に短縮されるところで担い得るのかなと私どもでは思っている次第でございまして、そういうホテル・旅館との役割分担というのも一つ大きな観点かなと思っております。

○八田座長 私の知っているフランス人で、パリでアパートを観光客のために貸すのを生業としている人がいます。日本人にも随分貸すのですけれども、家族で使えるし、料理ができるということで非常に人気がある。これが何日以上滞在しなければならないなどという規制は全然ないです。実際問題として、人気があって結構高いのです。10日要件などなしで要らないでうまく行っている例が外国ではあるということ、まず指摘したい。

もう一つは、今回こういう制度をやってくれたこと、本当にありがたいと思うのですが、しかし、10日を説明する根拠というのは非常に難しいですね。まず、「善良な風俗」の維持のためならば、入口にビデオカメラを付けて録画するというのが当然一つの解決策になるだろう。それから、宿泊、賃貸契約等があれば、家族で入っているときに何人いたかというのは事後的には分かるでしょう。

他方、本当に衛生上の問題があるならば、鳥インフルエンザがはやっているときは普通のホテルも旅館も全部10日間は入室禁止ということにすべきです。旅館のほうはぐるぐる入っていて、外国人滞在施設のほうは別に鳥インフルエンザがはやっていないときも、いつも10日間は居ろというのも変な話です。そこのところで理屈の整合性がありません。なんで鳥インフルエンザが流行っているときに旅館・ホテルのほうはくるくる変えてもいいのか。そこについての御説明はどうなのですか。

○依田課長 一つは、こういう感染症対策というのは難しいところは、例えば、いつ日本

に入ってきてというのは予知できないところでございまして、常にこれは政府全体でインフルエンザ対策を始め感染症対策というのはやっておりますけれども、例えば、事前に察知をしてやるということではないという中で、この制度としては考えていかなければいけないというところは御理解いただきたいと思います。当然これはもう感染するようなことになっていけば、そういう事態になっていけば、旅館等においてはこういう平時から意思疎通が取られているわけでございますけれども、これまでの例を見ても、さらにこういう保健所等との連携体制というのはあるわけでございますので、例えば、宿泊者なり従業員の発熱の状況とかそういうのを常時監視するとか、そういうことを要請してやっていくということで、さらに一段厳しい扱いになっていくわけでございます、そういう意味でホテル・旅館については、日頃からの保健所との連携体制の基盤が出来て、さらに一段厳しい取組になっていくというようなことです。

○八田座長 かなりの率でそういう外国からの鳥インフルエンザの感染などというのは、結構日本人が帰ってきて、自分の家に入って友達や家族に伝えるということが多いと思うのです。もちろん、ホテルや旅館のときもあると思いますが、先ほどの論理を援用するならば、少なくとも鳥インフルエンザがはやっているときには、旅館やホテルなどでも10日間は新しいのが入っては困るよという規制が必要なのではないかと思うのです。

結局そうしていないということは、そんなに感染症のためにホテルや旅館を10日間ごとに入替えなければいけないほどのことはないのだから、ちゃんとそこで衛生の管理をきちんとそういうときにはすればいいのだよと、そういうことなのでしょう。

○依田課長 ですから、一つは先ほど申し上げましたように、例えば、はやったらどうこうということではなくて、平時からそういうリスクに侵されているということが一つあるわけございまして、そういうことを未然に防止する防衛対策としてどういう法規制を取る必要があるかということでございまして、そういうリスクにさらされているわけで、感染症というのはそういうことであるわけでありませう。

八田先生、定住性なり帰還とのリスクとの関係なり規制の必要性というのは御理解いただけたと思うのですけれども、結局合理的などで線引きをするかというところで、八田先生はずっと一週間というところをおっしゃっていて、私どもも10日ということで、その何日かの溝が中々埋まらない。この間もおっしゃっていませんでしたが、結局そこら辺の溝をどう埋めていくかというところで、私どもとしては、こちらでインフルエンザというのは非常に象徴的な例でありますけれども、感染症について言えば、拡大リスクというのは短期間で人が入れかわるほど拡散リスクが大きいというところでありますし、そういうところについてございませうに色んな意味での衛生管理、これは全く思想が違っていて、一方は、ちゃんと施設のほうは衛生管理をしっかり責任を持ってやるということと、これはもう、まさに滞在者が自己管理していただく。その代わり、先ほど申しました全ての旅館業法の色んな意味での規制措置を外そうということでもありますので、そこは全く発想を異にしてやっているわけございまして、そこを一定のここからは全くいいですよと、

いい規制を外すわけでございまして、そこの兼ね合いというのは衛生行政なりの要請のところの度合いから線引きをしなければいけないところでございまして、それは特区であっても、一定の、やはり国民の安全の確保に係るところについて、一定のところはしっかり担保しなければいけないところのぎりぎりのところであると思っていますのです。

○八田座長 ここは平行線になると思いますので、もう一点だけ。先ほど外国人の平均滞在日数は12日であるということを新しいポイントとして御指摘になった。これはどういうデータなのですか。

○依田課長 これは観光庁が出してらっしゃる訪日外国人の消費動向という調査がございまして、平成24年の年次報告というのは最新のデータでございます。

○八田座長 これはビジネスも観光も含めてですか。

○依田課長 違います。ですから、全体の法律があるわけですがけれども、ビジネス目的、今回はビジネス拠点を作るということでございますので、例えば、商談であったり、そういうビジネスであったり、大きく三つに分けておりまして、観光目的、観光の方、そういうビジネス目的の方、それから、その他、例えば、親族訪問みたいな。

○八田座長 レジデンスですね。

○依田課長 そういうデータのビジネスのところを取ったものでございまして、これは私どもが集計したというよりは、観光庁が公表されているデータです。

○八田座長 分かりました。これは私も随分ビジネスで来られる方に会うけれども、日本に来て東京だけということはありませんで、大阪に行ったり、福岡に行ったり、色々行きますね。一つのまちで12日というデータではないのでしょうか。

○依田課長 そこはそういう形で出ておりませんで、日本で宿泊した日数というデータでございます。

○八田座長 だから、10日間のジャストフィケーションには使いにくいかもしれませんね。藤原さん、事務局としてはどういうふうにするのが一番うまく行きますか。

○藤原参事官 時間もあまりないので、もちろん、数字を決めていただくということが一番だと思います。

○八田座長 今回の特区の発足に当たって、10日というのは明記しないということもあり得るのですか。私たちとしては、貸すほうの事業者だとしたら、10日でコミットされるというのはいかにもきついということなのです。

要するに、先ほど原委員がおっしゃったように、貸すほうの事業者としては、特区の事業者としては、とにかくビジネスのニーズは1週間以内というのが多いのだよということはずごく言われているのです。

○依田課長 それは当たり前前で、ホテル・旅館が今あって、例えば、2日でも3日でも1週間でも、これまでビジネスが、ホテル・旅館がこれだけあって、それは貸す側からするとそういうふうになればありがたいというのはある世界で、ですから、そういう声があるからというのは、そういう中で今回規制緩和をしてどこかでやるわけです。

○八田座長 ホテルのメリットはいっぱいありますね。だから、必ずしも皆がマンションを借りるわけではなくて、ホテル・旅館を好む人はいっぱいいると思います。自分でもって料理したいとか、家族でもってそういうところに何日かいたいとか、そういう人がマンションを借りるわけで、10日未満は無理やりホテルに泊まらせるのではなくて、人々の選好に任せればいいと思います。それでホテル・旅館を誰も選ばなくなるなどということは始めからあり得ない。

もし、こういうふうにホテル・旅館はそれなりにメリットがあるのに、みんながマンションのほうを選ぶならば、最初からホテル・旅館などをなくしたらいいわけです。しかし、実際はちゃんと両方とも選ばれると思います。

○依田課長 そういうことであれば、調理が付いたホテル・旅館というのはあるわけで、そういうちゃんと業の許可を取っていただくことで、ニーズがあれば対応するというのが今のルールであるわけですので、当然不動産業界なり不動産業者の方からすると、今貸せなかったところがこういうところで許可も取らずに貸せる、また、そういうことというのは色んな業者の方がいらっしゃいますので、脱法的に業法を取らずにやるといったこともこれで可能になるわけです。

八田先生は色んな声を聞いていらして御要望があるというのは分かるのですが、そういう声があるからというのはどうかと思うのです。

○八田座長 その要望というのは非常に重要だと思います。私は元来、諮問会議にこのことは上げて議論してもらおうとずっと思っていたわけですが、うまい手はないかなと今考えているということです。

原委員、どうですか。

○原委員 現時点で結論が出ていなくて、だいぶ日も限られているわけですので、諮問会議で議論したほうがよろしいのではないですか。

○八田座長 では、ある意味で平行線ということで、今日は終わらせていただくということにしますか。

では、私、前に申し上げたことを再確認したいと思います。

前回お願いしたのは10日間の根拠を紙に書いていただけませんかということですね。諮問会議にも提出できる根拠付けということですね。もし、10日間ということをも明記するならば、説明の紙を出していただく必要があると思います。やはりその手続はどうしても必要に思うのです。その辺を御検討いただきたいと思います。

○高島審議官 1週間にしても、なぜ1週間だという同じ話が出てきますね。

○八田座長 10日というのは、いかにも今までの普通の外国人ビジネスの人たちの今のプラクティスから見たら、結構長すぎるという認識です。だから、そこでやるならば特別な理屈が要るのではないかと。1週間ならば、結構現状でもそういうステイというのは結構多いと思う。そういう認識です。

だから、外国人のために役に立つというのであれば、それで十分なのではないか。もっと

短いほうがいいでしょうけれども、少なくともそこで随分大きな需要が取れるのではないかと思います。

○高島審議官 今日10日で説明しましたけれども、もし、仮に1週間にするときに、やはり旅館業法の中で合理的な説明ができるかどうかと言うと、それは難しいと思うのです。旅館業法の中でなぜ旅館業法の特例を上げるときに10日、1週間という数字が出てくるかと。ですから、これはあくまで特区を作って外国人ビジネス客を入れるとき、そこで穴を開けたわけですね。その開けた後に旅館業法なり、いわゆる本来の旅館業法の枠組みでどうして開けていいのですかという説明付けをするのは中々難しいと思う。もう1か月なのです。

○八田座長 おっしゃることはよく分かります。

私どもには、結局1週間だったならば結構それなりの需要があるわけだから、非常に自然で特別な説明がなくても受けられるかもしれない。ところが、10日だと、それは随分実態とかなり違うから、それなりの特別な説明をきちんと付けたほうがいいだろう、そういうことだろうと思います。

というのは、今まで30日のときは特別な説明をお付けにならなかったわけですね。

○依田課長 1か月という説明をしてきました。

○八田座長 1ヶ月の説明として、インフルエンザという説明はしてらっしゃらなかったですね。

○依田課長 それは申し訳ないですけども、そこは宿泊を規制するという法律の枠組みになっておりますので、そこは定住というか、生活の本拠かどうかというところは切り口だったのが、今回宿泊というところに切り込んでいるので、では、宿泊だけでも、どこで要らなくてするかというところで一定のリスクで理屈付けということが出てくるわけでごさいます、八田先生は1週間ということでおっしゃっていて、我々は10日と言いますけれども、滞在日数でやっていますので9泊なわけです。

○八田座長 では、私どもの理屈はこういうことなのです。要するに、他のところでも30日のままなのに、特区のところでは短くする。その理由は、日本では直接投資も非常に少ないし、外国の企業も進出が少ないから、外国のビジネスを促すために、特段の色々な措置を講じていただく、そのためだというわけです。これも一つの大変大きな目玉になる措置である。それをしていただいたときに、1週間というのならば、今まで色々ビジネスの人から聞いてきたのにかなりフィットするから、ごく自然な形として、特区ではアベノミクスの一つの一環として、もう1週間の滞在を認めるようになったのだということで自然に行くと思うので、それ以上の説明は要らないと思うのです。ところが、もし、10日ということになると、いかにもビジネスの単位としては長いので、それはそれなりの説明が必要ではないかというのが、ずっと私が申し上げていたことです。

できたら、それは避けたいです。だけれども、一応アベノミクスの成果を最大限にするために、我々以外の方にもちゃんと判断していただくというプロセスは必要かなというこ

となのです。10日だったら、皆さん納得していただいて、では、これはしょうがないねということによっていただく理由が必要かなと思うのです。

○依田課長　そういう意味では、そんなに距離感、我々もできるだけ思い切った改革ということで10日も提案させていただいて、八田先生がおっしゃるようにもう一段の説明が要るというのは分かりますけれども、一方で、基本方針を審議してやったときに、色んな御意見がある中で、国民の安全の確保と一定の配慮というのは必要であり、そこは慎重に行かなければいけないところもあるというのはあるわけでございまして、当然、私どもの理解としては、最終的には諮問会議にも諮り、これは政令事項で通知とかそういう話は全然ありませんので、政令ですので各省一致をして閣議決定まで行って諮問会議ということでもありますので、そこはおそらくいずれは諮問会議にかけるのだと思いますけれども、これは私どもも分かりませんが、プロセスは踏んでいくと思っているのです。そういうことで全体がうまく収まるようなプロセスと納得感が要るというのは分かるのですけれども、それは事務局で手順を考えられていると思うのですが、飛び越えてまず諮問会議でということをおっしゃっているのでしょうか。それに向けた、今色々な調整だと思っているのです。

○八田座長　元々時間もないことなのですが、今日のところは一応ここでおしまいにさせていただいて、事務局を通じてどういようにしたらいいか調整させていただきたいと思えます。

　　本当にお忙しいところをありがとうございました。